

## 西宮市ホームページ広告募集要項

### 1. 申込みの流れ

- 申込方法

次の①、②のいずれかから、広告の内容等についてお申込みください。

- ① にしのみやスマート申請から申込み

- ・ 申請フォームの掲載ページ

[随時募集中の広告事業 | 西宮市ホームページ \(ページ番号: 11929102\)](#)

- ② 「西宮市ホームページ広告掲載申込書 (様式 1)」を提出

- ・ 提出先 : 西宮市デジタル推進課
- ・ メールアドレス : vo\_jyosys@nishi.or.jp

- 申込期限、掲載開始日

- ・ 希望する掲載開始月の前月の 15 日までにお申込みください。
- ・ 掲載開始日は各月の 1 日です。

- 申込み後

- ・ 市で広告の内容を審査し、にしのみやスマート申請及びメールにて、掲載の可否を通知します。
- ・ 掲載が決定した場合は、掲載料の納付書をお送りしますので、掲載期間分の掲載料を一括で指定の期日までに納付してください。

### 2. 添付資料

申込みの際、次の①、②を添付してください。(必須)

- ① 掲載を希望する広告のバナー画像

- ・ 画像を作成する際は、必ず西宮市ホームページ広告掲載基準、西宮市ホームページ広告バナー作成ガイドラインをご確認ください。
- ・ 画像の作成や修正は、申込者の責任と費用負担で行ってください。
- ・ 掲載開始までに画像の修正をお願いする場合があります。

- ② 次の書類 (いずれかひとつ、写し可) をスキャン、撮影したデータ (西宮市指名競争入札参加資格登録業者の場合は不要)

- ・ 会社または法人の登記事項証明書
- ・ 直近年度の納税証明書
- ・ (業種及び広告内容に応じて) 資格免許証や諸証明書
- ・ その他、申込者の事業の実態、健全性が確認できる資料

### 3. 広告の規格と掲載料

広告の規格と掲載料は、次のとおりです。

| 掲載ページ   | サイズ<br>(単位：ピクセル) | 月額掲載料<br>(消費税込) | ファイル形式      | データ容量  |
|---------|------------------|-----------------|-------------|--------|
| トップページ  | 横 170×縦 50       | 30,000 円        | JPEG<br>PNG | 1MB 以内 |
|         | 横 80×縦 50        | 20,000 円        |             |        |
| その他のページ | 横 170×縦 50       | 15,000 円        |             |        |
|         | 横 80×縦 50        | 10,000 円        |             |        |

### 4. 掲載期間

- ・ 広告の掲載期間は、1ヶ月単位で、最大12ヶ月までの連続掲載が可能です。
- ・ 当該年度を超える申込みはできません。
- ・ 広告欄に空きがない場合は、当該年度内限りの順番待ちとなります。

### 5. 広告掲載料の還付

- ・ 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由で掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合は、納付済みの広告掲載料を還付します。
- ・ 広告主と市、どちらかの都合により掲載を取下げの場合も、未掲載期間分の掲載料は還付します。
- ・ 還付を希望する場合は、[にしのみやスマート申請](#)、または「西宮市ホームページ広告欄使用料還付請求書（様式4）」の提出により、申出てください。

### 6. 広告掲載の取下げ

- ・ 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができます。
- ・ 取下げを希望する場合は、[にしのみやスマート申請](#)、または「西宮市ホームページ広告掲載取下げ申出書（様式5）」の提出により、申出てください。
- ・ 取下げを申出る期限は、取下げ年月日の1週間前までです。

### 7. ホームページ閉鎖時の対応

- ・ 広告の掲載期間中に、市の都合でホームページが閉鎖された場合、閉鎖時間に応じて掲載期間を延長します。
- ・ 広告掲載料の還付はありません。

## 8. 広告掲載の取消し

以下の理由により、広告の掲載を一時停止または取消す場合があります。

- ・指定期日までに広告の掲載料の納付がない場合
- ・指定期日までに広告原稿の提出がない場合
- ・西宮市ホームページ広告掲載基準第8条の規定による広告内容の変更を行わない場合
- ・広告主のサイトにセキュリティ上の問題があると判断した場合  
（コンピュータウイルスに感染するなど）
- ・その他、不相当と判断した場合

※取消しの場合、申込者への催告、その他の手続きなどはありません。

また、納付済みの広告掲載料の還付や掲載期間の延長はありません。